

平成29年度 第1回小牧市防災会議 会議録

1. 開催日時 平成29年11月30日(木) 午後1時30分から2時30分まで
2. 開催場所 小牧市役所 本庁舎6階 601会議室
3. 出席者 会長 小牧市長 山下 史守朗
委員 別紙のとおり
4. 事務局 総務部次長 笹原 浩志
危機管理課長 立松 裕康
危機管理課長補佐兼危機管理係長 大野 将嗣
危機管理係主任 長屋 孔之
5. 傍聴者 なし
6. 会議の内容
 - 会長(市長)あいさつ
 - 議題 (1) 小牧市地域防災計画の修正について
風水害・原子力等災害対策計画、地震災害対策計画
 - 報告 (1) 小牧市災害対策備蓄品整備計画について
(2) 平成30年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練について
(3) 防災講演会の開催について
7. 配布資料一覧(※資料1から3は事前配布)
 - 資料1 小牧市地域防災計画の修正(案)要旨
 - 資料2 小牧市地域防災計画(風水害・原子力等災害対策計画)新旧対照表(案)
 - 資料3 小牧市地域防災計画(地震災害対策計画)新旧対照表(案)
 - 資料4 浸水想定区域の見直しについて
 - 資料5 平成30年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練(案)
 - 資料6 防災講演会のご案内
防災会議委員名簿
席次表
事前配布資料の修正表

司会（笹原次長）

それでは、第1回小牧市防災会議を始めさせていただきます。会議に入ります前に、配布資料等の確認をさせていただきます。本日、配布させていただいた資料につきましては、第1回小牧市防災会議の次第と小牧市防災会議委員名簿、事前配布資料の修正表、資料4としまして小牧市災害対策備蓄品整備計画について、資料5としまして平成30年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練について、資料6としまして防災講演会のご案内です。

なお、資料1の小牧市地域防災計画修正案の要旨、資料2の小牧市地域防災計画 風水害・原子力等災害対策計画の新旧対照表案、資料3の小牧市地域防災計画 地震災害対策計画の新旧対照表案につきましては、委員の皆様にも事前配布させていただいたものを本日ご持参していただいているかと思っております。お手元にはない資料はございませんか。

ご案内が遅れましたが、平成29年度に新たに防災会議委員になられました皆様、ご留任いただきました委員のご紹介につきましては、会議の進行上、本日配布した資料の小牧市防災会議委員名簿にてご確認をお願いします。

それでは、ただいまより小牧市防災会議を開催させていただきます。

当会議は、「小牧市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、平成16年度より会議の公開が決定されています。なお、本日の傍聴人はございません。

また、小牧市防災会議条例第5条第2項の規定では「防災会議は委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。」とされています。本日は、委員総数33名の内、代理出席4名を除き現在25名に出席していただいておりますので、会議は成立いたします。

なお、欠席された委員からは会議の議決権を議長へ委任する旨の委任状が提出されていますので、ご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、山下市長が挨拶を申し上げます。

会長（山下市長）

本日は、大変お忙しい中、第1回目の小牧市防災会議にご出席いただき、ありがとうございます。

また、皆様におかれましては、それぞれの立場において日頃から自然災害に対する事前対策や防災意識の普及啓発にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年4月14日・16日に最大震度7を観測した大規模な地震災害により、熊本県・大分県に大きな被害をもたらしました。災害関連死を

含めた犠牲者数が100名を超え、全壊した建物は8200棟を超えています。

また、今年の7月には福岡県朝倉市で1時間降水量129.5mmを観測、9時間降水量778mmを観測するなど、気象観測史上最大級の集中豪雨が発生し、土砂災害などの甚大な被害が出ている状況であります。被災地において不安な日々を過ごしている方が多くお見えになります。被災地で亡くなられた方々には、改めて心よりご冥福をお祈り申し上げます。

小牧市においても、今年は大雨が多く、先の衆議院選挙の日においても台風が近づいたこともあり、非常配備体制を執り警戒に当たっておりました。

今年の7月14日の大雨においては、報道では100mmといわれておりましたが市内では時間雨量73mmという猛烈な雨を観測し、味岡地区の一部の地域で床下浸水、床上浸水などの浸水被害が発生しました。このような自然災害は、いっどこで起きてもおかしくない状況にあるといわれております。

小牧市では、以前から注目されている海溝型地震の南海トラフ巨大地震と、内陸直下型地震である濃尾地震が再び発生した場合の被害想定を調査し、その調査結果と内水氾濫等による浸水想定、各種防災意識の啓発のページ等を盛り込みました、「小牧市防災ガイドブック」を昨年4月1日号の広報こまきと同時に、市内各戸へ配布いたしました。

この「小牧市防災ガイドブック」を使ってご家族で防災会議を開いたり、地元で開催される各種防災訓練等で活用していただくことで、災害対応で最も重要な、自分の身は自分で守る「自助」と、隣近所で助け合う「共助」の意識を、より一層向上していくことができると考えております。

また、町内ごとの訓練はもとより、地域協議会などの関係もあり、現在は小学校区単位での防災訓練にも力をいれており、今年度は市内16小学校のうち12小学校で実施されることとなっています。

また、防災ボランティア団体との協働事業により、小中学校や自主防災会等に対して避難所運営ゲームや災害図上訓練などの防災教育を実施し、地域防災力の強化に努めているところです。

今後も、皆様のご支援とご協力をいただきながら、行政が行うべき防災対策を着実に実施するとともに、市民に「自助」と「共助」の必要性を認識していただけるよう、総合防災訓練や防災講演会などを通じて、防災意識の普及啓発に努めて参ります。

簡単ではございますが、今後とも小牧市の防災行政にご理解とご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

司会（笹原次長）

ありがとうございました。それでは議題に入ります。この会議の進行は、小牧市防災会議会長であります、山下市長にお願いいたします。

会長（山下市長）

それでは進行させていただきます。

議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

議題（１）小牧市地域防災計画の修正について、事務局から説明をお願いします。

事務局（立松課長）

それでは、議題（１）小牧市地域防災計画の修正についてご説明いたします。

今回の小牧市地域防災計画の修正に関する資料は、ボリュームが多くなってしまったため、委員の皆様には、事前に資料１から資料３を配布させていただきました。委員の皆様には、事前にご意見をいただきありがとうございました。委員の皆様のご意見により、一部修正しましたので、事前配布資料の修正表を、本日配布させていただきました。

それでは、修正内容をご説明いたしました後、再度、ご意見等をお伺いしたいと思います。修正内容の説明は、資料１の小牧市地域防災計画の修正案の要旨を中心にさせていただきます。資料２と資料３の新旧対照表につきましては、適宜、参照していただきたいと思います。それでは、資料１をお願いします。

小牧市地域防災計画修正の根拠からご説明いたします。

小牧市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画です。

災害対策基本法において、愛知県地域防災計画の修正等に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議に諮り、修正をしなければならないとされています。

今回の修正事項は、Ⅱ「愛知県地域防災計画の修正に伴う修正」の中で「平成２８年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項」、「愛知県の取り組みに係る修正事項」、「国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項」があります。また、Ⅲとして「市の取り組みに係る修正事項」をあげさせていただいております。

まずは、Ⅱ「愛知県地域防災計画の修正に伴う修正」の中の「Ⅱ－１ 平成28年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項」の説明をさせていただきます。6ページをお願いします。

(Ⅱ－１－１)「支援物資の円滑な受援供給体制の整備」についてです。風水害・原子力等編 第2編第10章「広域応援体制の整備」に第4節として「支援物資の円滑な受援供給体制の整備」を新設しました。

この修正は、熊本地震では、国がプッシュ型支援を実施しましたが、被災地周辺に物資が集積しているにも関わらず、マンパワー不足や避難所までの物流体系が整わない等の理由により、被災者の手元まで支援物資が届かなかったため、県及び市が、災害時に国等からの支援物資の受入・供給を円滑に行うことができるよう、物資拠点の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行う記載や、県及び市が連携して物資拠点等における訓練を行う記載を追加するなど、必要な修正を行うものです。

なお、地震編の第2編第9章にも同様の修正を行います。

7ページをお願いします。(Ⅱ－１－２)「広域応援訓練の実施」についてです。

風水害・原子力等編 第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」に広域応援訓練について追加しました。

熊本地震で被災地に派遣された職員は、困難な状況の下で初動対応に従事しましたが、宿泊先や食料等について現地で調整を求められたこと、現地に携行する用具等を私物に依存した職員がいたことなど、今後に向けて改善すべき点が多かったとされています。

このため、被災地域支援隊の迅速な派遣の実現と効果的な応援を行うために、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、市、県、他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する記載を追加します。

なお、地震編の第2編第10章にも同様の修正を行います。

7ページから8ページをお願いします。(Ⅱ－１－３)「車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援」についてです。

風水害・原子力等編 第2編第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」等について修正を行いました。

熊本地震では、車やテントなど、指定避難所以外に避難した被災者が多数発生し、実態の把握が困難でありました。また、車中泊等の長期化により、エコノミークラス症候群の患者が発生しました。

このため、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する記載を追加するなど、必要な修正を行います。

なお、地震編の第2編第7章等も同様の修正を行います。

8ページから9ページをお願いします。(Ⅱ-1-4)「防災拠点となる市庁舎の耐震化」についてです。

地震編第2編第2章「建築物等の安全化」の修正についてです。

熊本地震では、災害応急対策の実施拠点となる市町村庁舎等に損壊や倒壊の危険性が生じたことで庁舎等の全部又は一部が使用できなくなり、行政機能の低下が発生しました。

このため、防災拠点となる市庁舎などの公共施設について、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する記載を追加するものです。

9ページ中段をお願いします。(Ⅱ-1-5)「市における業務継続計画や受援計画の策定・見直し支援」についてです。

風水害・原子力等編第2編第7章「応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備」の修正についてです。

熊本地震では、市町村において非常時優先業務が十分に整理されておらず、行政機能が低下しました。また、多数の応援を受け入れたが、相互の情報共有が不十分であったため、避難所運営や応急対応が混乱したとされています。

このため、県が、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定及び見直しの支援を行う記載を追加するものです。

なお、地震編の第2編第5章も同様の修正を行います。

10ページをお願いします。(Ⅱ-1-6)「学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実」についてです。

風水害・原子力等編第2編第1章「防災協働社会の形成促進」についての修正です。

熊本地震の被災地では、体制が充分でないままボランティアセンターが立ち上がりました。また、ゴールデンウィークを過ぎた頃にボランティアの数が急激に減り、ボランティアを安定的に確保することが難しかったとされています。

これを踏まえ、平時から防災に関するNPO等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める記載を追加します。また、被災地での活動において、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させることとする記載を追加するものです。

なお、地震編の第2編第1章も同様の修正を行います。

11ページをお願いします。(II-1-7)「民間事業者等と連携した防災意識の啓発活動」についてです。地震編第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」についての修正です。熊本地震では災害に備えた住宅の耐震化や家具等の転倒防止対策などの取組みが不十分だったとされています。

これを踏まえ、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、民間事業者等と連携して家具等の転倒防止対策等の情報発信を行う記載を追加するなど、必要な修正を行うものです。

11ページ中段から12ページをお願いします。「II-2愛知県の取り組みに係る修正事項」の説明をさせていただきます。(II-2-1)「災害廃棄物処理計画の策定」についてです。

風水害・原子力等編第2編第7章「応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備」の修正についてです。

災害発生後の早期復旧・復興を果たすよう、災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するため、平成28年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

これに伴い、事前対策として、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制の整備や、県及び市町村、関係団体の職員を対象とした、人材育成・訓練の実施に係る記載を追加するなど、必要な修正を行うものです。なお、今月に本市においても災害廃棄物処理計画の見直しを行い、公表したことから、今年度の小牧市地域防災計画附属資料に修正分を追加する予定です。

また、地震編第2編第5章についても同様の修正を行います。

12ページから13ページをお願いします。II-3「国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項」の中の(II-3-1)「住家被害認定調査に関する体制の強化」の説明をさせていただきます。

風水害・原子力等編第2編第7章「応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備」の修正についてです。

罹災証明書の交付の迅速化を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の発行体制及び県による応援体制に係る記述の拡充や、業務支援システムの活用検討に関する記述を追加するなど、必要な修正を行うものです。

地震編第2編第5章についても同様の修正を行います。

13ページから14ページをお願いします。(Ⅱ-3-2)「避難情報に係る名称の変更」の説明をさせていただきます。

風水害・原子力等編第3編第2章「避難行動」他の修正についてです。

平成28年台風第10号で、岩手県の高齢者施設において、避難準備情報の意味が正確に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことから、この水害の教訓を踏まえ、避難情報の名称について、避難指示を「避難指示(緊急)」に、避難準備情報を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したことに伴い、必要な修正を行うものです。

地震編第3編第2章等についても同様の修正を行います。

14ページから15ページをお願いします。(Ⅱ-3-3)「近隣市町における指定緊急避難場所の指定」の説明をさせていただきます。

ここで一つ修正をお願いします。14ページ下段の新旧表のすぐ上に「風水害・原子力等編 第2編第9章」と記載がありますが、「第2編第8章」の誤りでありますので、お詫びして訂正いたします。

風水害・原子力等編第2編第8章「避難行動の促進対策」の修正についてです。

平成27年9月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえ、市内で避難場所を確保できない場合や、避難経路等に鑑みて市内の避難場所への避難が危険と想定される場合には、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける記載を追加するものです。

地震編第2編第6章についても同様の修正を行います。

15ページをお願いします。続いて、「Ⅲ 市の取り組みに係る修正事項」の、(Ⅲ-1)「小牧市総合防災訓練の見直しに伴う修正」について説明をさせていただきます。

地震編第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」について、平成28年度から小牧市総合防災訓練を従来の劇場型訓練から市民参加型の訓練に変更し、訓練内容の見直しを行ったことに伴い、必要な修正を行うものです。

16ページをお願いします。(Ⅲ-2)「小牧市避難所開設運営マニュアルの策定に伴う修正」についてです。

風水害・原子力等編第2編第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」について、各地震災害の避難所で活用できるような標準的なマニュアルである「小牧市避難所開設運営マニュアル」を平成29年3月に策定し、公表したことに伴い、必要な修正を行うものです。

地震編第2編第7章についても同様の修正を行います。

16ページ下段から17ページをお願いします。(Ⅲ-3)「小牧市緊急消防援助隊受援計画の策定に伴う修正」についてです。

風水害・原子力等編第3編第4章「応援協力・派遣要請」他について、小牧市消防本部で、「小牧市緊急消防援助隊受援計画」を平成29年3月に策定したことに伴い、必要な修正を行うものです。

地震編第3編第4章についても同様の修正を行います。

17ページから18ページをお願いします。(Ⅲ-4)「庄内川・木曾川における浸水想定区域の見直しに伴う修正」についてです。

風水害・原子力等編第2編第2章「水害予防対策」について、平成28年12月に庄内川及び木曾川の浸水想定区域が見直しをされ、市内の一部で浸水想定区域の中に入ることに伴う修正を行います。なお、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、地域防災計画に位置付ける必要があることから、対象施設については、後の報告の中で詳細を説明させていただきます。

最後に、IV「その他軽微な修正事項」についてです。

戻りまして、5ページの下段をご参照ください。IV-1として、「防災拠点施設の位置付けに伴う修正」を行うものです。地域防災計画上に具体的に市の防災拠点施設が明記されていなかったことに伴い、今回、市役所庁舎、消防本部等の出先機関等を位置付けるための必要な修正を行います。

IV-2として、「組織改正等に伴う修正」についてです。平成29年度に新設された課等の名称を変更するなど、必要な修正を行うものです。

議題(1)「小牧市地域防災計画の修正について」の説明は、以上でございます。

会長(山下市長)

小牧市地域防災計画の修正について事務局から説明がありました。ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

委員各位

(発言なし)

会長（山下市長）

特にご意見がなければ、採決をさせていただきます。

それでは、事務局から説明のありました小牧市地域防災計画の修正について原案のとおり決定でよろしいでしょうか。

委員各位

異議なし。

会長（山下市長）

異議なしとのことですので、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、報告が3点ございます。まずは報告（1）浸水想定区域の見直しについて事務局からお願いします。

事務局（立松課長）

それでは、報告（1）浸水想定区域の見直しについてご説明いたします。

資料4の1枚目をご覧ください。

1の経緯についてですが、平成27年の水防法改正に伴い、多発する浸水被害への対応を図るため、従来は計画規模の降雨を前提としていた洪水に係る浸水想定について、想定最大規模の降雨を前提とした区域に拡充した洪水浸水想定区域等が公表されました。浸水想定区域図は、想定しうる最大規模の降雨により発生する洪水により、浸水が想定される区域と浸水の深さ、浸水が継続する時間を指定し、公表されたものです。

2の小牧市に係る浸水想定区域についてです。①として、木曾川系木曾川洪水浸水想定区域図が、平成28年12月22日に、②として、庄内川水系庄内川洪水浸水想定区域図が、平成28年12月15日に水防法の改正を受けて、それぞれの国の河川事務所が見直しをしたものが公表されています。

また、③として平成21年6月1日公表された庄内川水系大山川浸水想定区域図も小牧市の一部に影響があるということとなっています。

資料4にそれぞれの浸水想定区域図をカラー刷りで添付しています。

2ページ目が木曾川の、3ページ目が庄内川水系庄内川、4ページ目が庄

内川水系大山川の浸水想定区域図の資料となります。特に木曾川については、市西部の三ツ渚、小木、藤島などの地域が入ることとなりました。詳細は図面をご参照ください。

3の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の位置付けについてです。洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設や学校、医療施設等の要配慮者利用施設については、水防法第15条に基づき位置等を把握するとともに、市町村地域防災計画に位置付けることとされているため、小牧市地域防災計画附属資料に位置付けます。対象の施設については、関係各課と調整を行い、把握しました。別紙裏面に記載のとおりとなっています。調査を行ったところ、3つある浸水想定区域の中で影響があるのが、木曾川水系木曾川洪水浸水想定区域のみでした。

小牧市地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設は、水防法第15条の3に基づき、避難確保計画及び避難訓練が義務化されることとなります。対象施設については、その旨個別に連絡を行っており、調整をおこなっていることを報告します。

会長（山下市長）

続いて、報告（2）平成30年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練について、それから報告（3）防災講演会の開催について合わせて事務局から報告をお願いします。

事務局（立松課長）

それでは、報告（2）平成30年度に実施する水防訓練及び総合防災訓練について、ご説明いたします。資料5をお願いします。

水防訓練につきましては、小牧市地域防災計画に基づき出水期前の5月中旬に開催を予定しております。

訓練参加機関としましては、市役所、消防署、消防団を始め、災害ボランティア、小牧警察署、また災害時の応援協定を締結しています土木業者など民間協力機関などを考えております。

今までの水防訓練は、市役所職員や消防署、消防団などの技能向上のために実施してはきましたが、近年多発するゲリラ豪雨などに対応するため、来年度は市民の皆様にも水防工法を体験していただくような市民参加型の訓練内容に見直す予定をしております。訓練の内容としましては、水害対応の基本となります、土のう作成や、積み土のう、都市型水工法などの水防工法を計画しています。

次に総合防災訓練の実施につきましては、小牧市地域防災計画に基づき9月1日の防災の日を前にした8月下旬に開催を予定しています。

地震災害についての認識を深め、「災害から自らを守ると共に、互いに助けあう」という意識を醸成するために、総合防災訓練を実施します。訓練は、9月1日の防災の日を前にした、8月下旬に開催を予定しております。

訓練内容としましては、住民参加型訓練を実施する予定で、具体的には、地域住民の方が主体となって行う「避難所運営訓練」などの実動訓練と、各防災関係機関に展示ブースを出していただくことを計画しております。今年8月に味岡中学校でこのようなスタイルで訓練を行い、避難所運営の主体となる地域住民の方と協力して訓練を行うことは重要と考えますので、今後も継続して実施を計画するものです。

次に、(3)防災講演会の開催についてご説明いたします。資料6をお願いします。

平成23年3月に発生しました東日本大震災は、様々な分野・場面を通じて地域力という課題を提起しました。

本市では、平成7年1月17日に発生しました阪神淡路大震災以降、自主的な防災活動の認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を目的とし、毎年防災講演会を開催しております。

今年度におきましても、平成30年1月20日土曜日の午前10時から小牧市市民会館にて、「大規模震災に備えるー多様性に配慮した地域での備えー」をテーマに、名古屋大学減災連携研究センター 教授 新井伸夫氏の講演を開催いたしますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

会長（山下市長）

事務局の報告等がすべて終わりました。

全体を通してご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

内藤委員

8月に実施した味岡中学校の総合防災訓練で、避難所運営訓練に参加しましたが、どこにもいるところがなくて結局訓練も半ばに帰宅してしまいました。小牧中学校の防災訓練では、私は応時中学校区にいたこともあり、顔見知りの方がここに来ていいよということであまく訓練に参加できましたが、地元区以外の方が避難所に行くところのような扱いを受ける可能性はありま

す。帰宅困難者の問題は必ず出てくると思うので、帰宅困難者対策も含めた形で訓練が実施できないかと思います。

会長（山下市長）

ありがとうございます。市の中学校区で行っている総合防災訓練ですが、9年に1度しか回ってこないという課題もあります。またご指摘のとおり、確かに、地元区以外の方が近くの避難所に避難するということは現実問題としてありえます。避難所で集まった方々の協力で運営していくとはいえ、訓練に関しましてご意見のあった中学校区外からも避難所に来た帰宅困難者対策などのケースを踏まえた訓練を実施できるよう検討することが必要と思いますが、事務局どうですか。

事務局（立松課長）

昨年、今年と避難所に理解を深めてもらうため、市民参加型の訓練を実施しております。今回の修正でもありましたとおり、避難所には車で来たり、在宅医療を受けている方だったり、車椅子の方だったり、また帰宅困難者だったりとなんかんなケースでの問題が発生すると思います。

訓練メニューについては、今後もそういったケースを踏まえながら検討を行い、変えていきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

会長（山下市長）

避難所の運営はできる限り地元区の皆様で自主運営をお願いしたいと思っておりますので、それを想定した訓練を地域の皆様に行っていただいておりますが、委員ご指摘のとおり地域外の方が来るなど想定外のケースも踏まえながら訓練の見直しをしていきたいと思ひます。

他に何かご意見ございますでしょうか。

小柳委員

小牧市地域防災計画風水害・原子力等編の新旧対照表案2ページですが、「自衛水防組織の設置」とあります。自主防災会などで既に地域にはこういった組織がありますが、新たに設置する必要があるということになりますか。

事務局（立松課長）

この記載については、浸水想定区域内にあります地階等のある建物、要配慮者利用施設、大規模工場などの所有者や管理者が行う措置として記載されたものとなりますので、地元区の方に自主防災会とは別で組織を設置するなど新たに業務をお願いするような主旨のものではございません。

小柳委員

わかりました。

会長（山下市長）

他にご質問もないようですので、以上で、第1回小牧市防災会議の議題と報告を終わりたいと思います。

それでは、円滑な進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

司会（笹原次長）

それでは長時間に渡りまして、小牧市地域防災計画の修正についてご審議いただきありがとうございました。

以上で第1回小牧市防災会議を終了とさせていただきます。気をつけてお帰りください。